

尾張旭市監査公表第19号

令和5年5月30日付け尾張旭市監査公表第17号をもって公表した財政援助団体監査結果報告について、令和5年5月31日付け5福政第21号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年6月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会（健康福祉部福祉政策課）

監査の指摘事項	措置状況
尾張旭市社会福祉協議会事業費補助金事業において、補助対象経費の総額から差し引くこととなっている項目について一部理解が不十分であった。同補助事業の十分な理解のもと事務を遂行されたい。	今回の指導内容を基に、補助対象経費の総額から差し引くべき項目について理解を深め、今後はその知見をもとに綿密な確認を行い、当該補助事業の事務を進めます。